

# 契 約 書 ( 案 )

業 務 委 託 名	市民税納付書等印刷及び封入封緘に係る業務委託
契 約 期 間	契約締結日から令和9年8月31日
契 約 金 額	円
	(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額) 円
契 約 保 証 金	和泉市財務規則第104条第3号により免除
<p>上記の業務について、委託者と、受託者とは、次の条項により委託契約を締結する。 この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。 ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。</p> <p style="text-align: right;">令和8年 月 日</p> <p>委託者 住 所 和泉市府中町二丁目7番5号 名 称 和泉市 代表者氏名 和泉市長 辻 宏康 <span style="float: right;">印</span></p> <p>受託者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 <span style="float: right;">印</span></p>	

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書に定めるところにより、別紙仕様書（総括）に基づき、信義に従い、誠実にこれを履行しなければならない。
- 2 この契約に基づく業務の処理において、仕様書に明示されていない事項については、委託者受託者協議して定める。

(管轄の合意)

- 第2条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受託者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務責任者)

- 第4条 受託者は、業務を実施するにあたって業務責任者を定め、その氏名を委託者に報告するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約期間の変更、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(業務内容の変更等)

- 第5条 委託者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、又は業務の履行を中止させることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、委託者受託者協議して書面によりこれを定めるものとする。尚、若干の委託件数の変更は契約金額内で対応すること。
- 2 受託者は、その責に帰することができない理由又はその他正当な理由により、業務が履行できなくなったときは、直ちに委託者にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

(臨機の処置)

- 第6条 受託者は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、受託者は、その処置の内容を直ちに委託者に通知しなければならない。

(立会・報告)

- 第7条 委託者は、契約の適正な履行を確保するために必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる。この場合において、委託者は、業務の履行が適正でないと認めるときは、受託者に対しその補正を求めることができる。

(損害の負担)

- 第8条 委託者および受託者は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、現実に被った通常かつ直接の損害に限り、第2項で定める範囲内で損害賠償を請求することができる。
- 2 前項の損害賠償額の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める契約金額を限度とする。

(正確な業務執行)

- 第9条 受託者は、委託者の提供した情報に脱漏又は不鮮明な箇所を発見したときは、受託者の主観的判断で処理することなく、その都度委託者に連絡して協議しなければならない。
- 2 受託者は、帳票の印字・圧着が完全に行われるよう最善の方法を考慮し、誤りのないよう処理しなければならない。

(成果品の引渡し期限等)

- 第10条 受託者は、仕様書に定める期限までに完成した帳票類等の成果品（以下「成果品」という。）を委託者に引き渡さなければならない。
- 2 受託者が引き渡すべき成果品の形式、分類等は、委託者の指示するところによる。

(検査及び引渡し)

- 第11条 受託者は、業務ごとの完了時に、委託者に対して書面にて業務完了届を提出し、成果品を納入しなければならない。
- 2 委託者は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査し、業務完了を確認しなければならない。ただし、業務完了の確認ができない場合は、受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を委託者に引き渡すものとする。
- 4 受託者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに委託者の指定する方法にて追完して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、追完の完了を業務委託の完了とみなして、前3項の規定を適用する。
- 5 委託者は、必要に応じて受託者の施設へ立ち入りを行い、業務の履行について確認を行うことができるものとする。

(減価採用)

- 第12条 前条の規定にかかわらず、検査の結果、この契約の履行内容に僅少の不備がある場合で委託者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から追完が困難と認めるときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。なお、その減価の額は、委託者受託者の両者協議のうえ定め、書面にて通知する。この措置による減価後の金額をもって契約金額とする。

(契約不適合)

- 第13条 引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、その補修、補足による追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除は、委託者が別に定める場合を除き委託者がその不適合を知った時から1年が経過する日までに受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が成果品の引渡しを受けた時点において、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(委託金額の支払)

- 第14条 受託者は、仕様書に定める全業務において、第11条第2項及び第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に対して書面により委託金額（第12条の規定に基づき減価した場合はその減価後の金額）の支払を請求することができる。ただし、この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、

この契約をなんら変更することなく、料金に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

#### (事故報告)

第15条 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から提供された情報を漏えいし、き損し、又は滅失したときは直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、業務処理中事故が発生したとき、又はやむを得ない理由により業務を遂行することができなくなったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

#### (秘密の保持)

第16条 委託者および受託者は、本業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、または口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後30日以内に書面により内容を特定した情報（以下「秘密情報」という。）に関し、本契約の有効期間中はもとより、本契約終了後も相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示、漏洩しないものとする。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
- (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

#### (使用者への周知)

第17条 受託者は、その使用する者に対し、在職中だけではなく退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (収集の制限)

第18条 受託者は、当該業務を処理するために情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第19条 受託者は、当該事務に係る情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に係る情報の取扱いを委託者が指定する場所で行うものとし、委託者があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から情報が記録された媒体を持ち出してはならない。

#### (再委託の禁止)

第20条 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別の理由がある場合で、あらかじめ委託者の承認を受けたときはこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により、あらかじめ委託者の承認を受けるときは、第三者との契約書等に情報の保護に必要な事項を明記し、委託者にその契約書等の写しを提出するものとする。

(目的外利用の禁止)

第21条 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から提供された情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第22条 受託者は、委託者があらかじめ承認した場合を除き、この契約による業務を処理するために委託者から提供された情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第23条 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、当該業務を処理するために委託者から提供された情報が記録された帳票類等は、速やかに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の保護)

第24条 受託者は、この契約の履行に関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

(委託者の解除権及び解除に伴う措置)

第25条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行できる見込みがないとき。
- (2) 正当な理由なく第11条第4項の追完がなされないとき。
- (3) 本契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、ただちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受託者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の全部が不履行であるとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や委託者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、受託者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受託者が第29条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (8) 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。なお、この場合は第28条の定めによるものとする。
- (9) この契約の締結又は履行について受託者に不正な行為があったとき。

- (10) 受託者が委託者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約を解除したときは、業務委託の履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた履行部分に相応する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合
- (2) 受託者が債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 5 前項の場合において、委託者に生じた実際の損害が、この契約による契約金額の10分の1に相当する金額を超える場合においては、委託者がその超過分につき損害金を請求することを妨げるものではない。
- 6 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第4項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 7 第4項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第4項の違約金に充当することができる。
- 8 委託者が、第1項及び第2項、第6項の規定によりこの契約を解除した場合、成果品は委託者の所有に属するものとし、受託者は、速やかに成果品、帳票類等を委託者に返還しなければならない。この場合において、受託者が業務の一部を完了し、かつ、成果品があるときは、委託者は当該出来高部分に相当する代金を受託者に支払うものとする。

第26条 委託者は、この契約に関して、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (2) 独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき。
- (3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受託者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 前条第3項から第8項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(誓約書の提出)

第27条 受託者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受託者がとりまとめて委託者に提出しなければならない。ただし、受託者及び下請負人等が入札参加資格審

査申請時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合及び委託者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第28条 委託者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

2 委託者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受託者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受託者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前項の規定により受託者が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

4 委託者は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を徴収することができるものとする。

5 前項の場合において、委託者に生じた実際の損害額が、この契約による契約金額の100分の10に相当する金額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

6 前2項の場合において、受託者が違約金あるいは賠償金を委託者が指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下、「支払遅延防止法で定める率」という。）を違約金あるいは賠償金に乗じた額の遅延利息を委託者に払わなければならない。

(受託者の契約解除権)

第29条 受託者は、委託者がこの契約に違反し、業務を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。この場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者に対してその賠償を請求することができる。

2 受託者が前項の規定によりこの契約を解除した場合においても、成果品は委託者の所有に属するものとし、受託者は、速やかに成果品、帳票類等を委託者に返還しなければならない。この場合において、第25条第8項後段の規定を準用する。

(協議による契約解除)

第30条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、受託者が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

(不完全履行による減額、損害賠償)

第31条 委託者は、受託者が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、委託者に生じた実際の損害額が、減額した金額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相 殺)

第32条 委託者は、受託者に対する金銭債権を有している場合において、受託者が委託者に対してこの契約に基づく賠償の責を負うときは、当該金銭債権と契約金額とを相殺することができる。

(変更の届出)

第33条 受託者は、住所、商号又は名称、代表者氏名及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに委託者に届出なければならない。

(協 議)

第34条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務（以下「当該業務」という。）を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、この契約による業務に関する資料を第三者のために転写し、閲覧させ、又は貸出し等一切の漏えい行為をしてはならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 受託者は、その使用する者に対し、在職中だけではなく退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 受託者は、当該業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から提供された個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いを委託者が指定する場所で行うものとし、委託者があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から個人情報が記録された媒体を持ち出してはならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約の履行に関して知り得た個人情報を、当該業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 受託者は、委託者があらかじめ承認した場合を除き、この契約を履行するために委託者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、当該業務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された帳票類等は、速やかに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(取扱状況の報告)

第9 受託者は、個人情報の取扱いの状況について委託者から報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第10 受託者は、個人情報の取扱状況を把握するための監査等を委託者から求められた場合は、応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。